

主催者の方へ

南丹市園部文化会館

ピアノの調律作業について

当会館では、所有するピアノを適正に維持管理するため、保守管理委託事業者による調律を推奨しています。

主催者や演奏者の要望により会館が推奨する業者以外の調律師に作業を委託される場合は、調律師としての資格（日本ピアノ調律師協会会員、国家検定ピアノ調律技能士）等、経験や実績を有する方に下記事項を順守していただくことで、作業を認めることとします。

つきましては、下記事項を事前に調律師にお知らせいただきますようお願いいたします。

留意事項

- (1) 調律作業は、ホール利用時間内に作業を行ってください。
- (2) ピアノの通常ピッチは442Hzです。これから著しく差のある調律の場合は、ホール利用時間内に戻しの調律作業を行ってください。
※A=440Hz未満、A=443Hzを超えるピッチへの調律は原則できません。
- (3) 行った作業内容は、必ず調律師本人が当館指定のピアノ調律報告書に記入してください。
- (4) 当該調律作業中に調律師の故意または、過失によりピアノ本体及び、弦・アクション部分等を破損若しくは汚損した場合は、修理費用及び、その他の損害を主催者に賠償していただきますので予めご承知おきください。

禁止事項

- (1) ピアノの調整箇所に応じた専用工具以外での調律及び整調は厳禁です。
- (2) ハンマー整形は、原則として禁止します。（特にハンマーの大きさが部分的に極端に小さくなってしまいうような整形は厳禁です）
- (3) ハンマー針刺しは、原則として禁止します。（不用意な針刺しが、ハンマーファイリングを行わなければならない状況をつくるため）
- (4) ハンマーへの硬化剤等の注入・塗布は、原則として禁止します。

当会館のピアノを多くの方々に最善の状態でご利用いただくため、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

南丹市園部文化会館大ホール ピアノ調律報告書

調律・点検日	年 月 日 ()
調律担当者	(一社)日本ピアノ調律師協会会員 国家検定ピアノ調律技能士

催物タイトル	
主催者名	

作業項目 (該当項目に○)	調律	ピッチ hz	調律のみ		
			立会いあり	リハ	本番
	点検など	点検			
		修理			

作業内容・所感 (その日の気づき、提案等を記入)
